

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関を指定する省令の一部を改正する省令（経済産業一）

〔告 示〕

○小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件（総務二）

○電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件の一部を改正する件（同三）

○無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件の一部を改正する件（同四）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号の二の規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七号第一号第二号の基準を定める省令の表の別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務八）

○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止した件（厚生労働五）

○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を変更した件（同六）

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件の一部を改正する件（農林水産四四）

○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件（同四五）

○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（同四六）

○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件（同四七）

○保安林の指定をする件（同四八、四九）

○計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関の指定の一部を改正する件（経済産業一）

○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件（国土交通一八）

○砂防法第二条の土地を指定する件（同一九、二〇）

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（同二一）

○成田国際空港の施設変更許可申請があつた件（同二二）

○生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示

（関東信越厚生局五〇一一）

○道路に関する件

（関東地方整備局三〇五）

○道路に関する件（四国地方整備局三）

○道路に関する件（九州地方整備局七）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 人事院 財務省

〔官庁報告〕

公聴会

成田国際空港について指定した空港の範囲の変更に関する公聴会（国土交通省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、建築士懲戒処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係
会社その他

省 令

○経済産業省令第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）を実施する
ため、計量法第百三十五条第一項に規定する指定
校正機関を指定する省令の一部を改正する省令を
次のように定める。
平成二十九年一月十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣 山本 早苗

計量法第百三十五条第一項に規定する指定
校正機関を指定する省令の一部を改正する指
定省令

計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正
機関を指定する省令（平成十三年経済産業省令第
百六十七号）の一部を次のように改正する。
表国立研究開発法人情報通信研究機構の項中
「電磁波計測研究所」を「電磁波研究所」に改め
る。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十八
年四月一日から適用する。

告 示

○総務省告示第二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会
規則第十四号）第三十四条の六第一号の規定に基
づき、平成二十一年総務省告示第四百七十一号（小
規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣
が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次
のように改正する。
平成二十九年一月十一日

総務大臣 山本 早苗

第十五項を第十六項とし、第八項から第十四項
までを一項ずつ繰り下げ、第七項中「合格したも
の」の下に「施行規則第十一条の五の規定により
型式検定を要しない機器とされたものを含む。」を
含む。以

○法務省告示第八号

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）
の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に
基づき、平成二十七年四月十日法務省告示第二百七十七号の一部を次のように改正する。
平成二十九年一月十一日

法務大臣臨時代理
国務大臣 松本 純

下同じ。」を加え、同項を第八項とし、第二項か
ら第六項までを一項ずつ繰り下げ、第一項中「法
第四條第一項第二号の適合表示無線設備をいう。
以下同じ。」を削り、同項を第二項とし、第一項
として次の一項を加える。

一 H3E電波又はJ3E電波二六・一MHzを超え
二八MHz以下の周波数を使用する空中線電力二五
ワット以下の適合表示無線設備（法第四條第一
項第二号の適合表示無線設備をいう。以下同
じ。）

○総務省告示第三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会
規則第十四号）別表第一号の三第1の表21の項及
び第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年
郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定に
より許可を要しない工事設計の軽微な事項を定め
る等の件）の一部を次のように改正する。
平成二十九年一月十一日

総務大臣 山本 早苗

第二項の表中「帯域調整装置」を「帯域調整装
置及び帯域調整装置」に改める。
○総務省告示第四号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委
員会規則第十五号）第十五条の五第一項第二号の
規定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第九十
九号（無線局免許手続規則の規定により簡易な免
許手続を行なうことのできる無線局を定める件）
の一部を次のように改正する。
平成二十九年一月十一日

総務大臣 山本 早苗

第五項中「次の各号に掲げる無線設備の機器」
を「無線設備の機器（施行規則第十一条の五の規
定により型式検定を要しない機器とされたものを
含む。）であつて、次の各号に掲げるもの」に改め
る。

第二号の表に次のように加える。

Table with 2 columns: 小清水町農業協同組合, 北海道斜里郡小清水町字小清水三百七十九番地, 耕種農業

○厚生労働省告示第五号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十三項の
規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止する
旨の届出があつたので、同条第二十二項第三号の規定に基づき公示する。
平成二十九年一月十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

Table with 4 columns: 在宅就業支援団体の名称, 在宅就業支援団体の住所, 代表者の氏名, 在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地, 廃止年月日

○厚生労働省告示第六号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規
定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の
所在地を次のように変更する旨の届出があつたので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。
平成二十九年一月十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

Table with 4 columns: 在宅就業支援団体の名称, 変更前の在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地, 変更後の在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地, 変更年月日

○農林水産省告示第四十四号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）
第三条第五項の規定に基づき、平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号（農業の担
い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、
面積単価及び数量単価を定める件）の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年四月一日
から施行する。
平成二十九年一月十一日

農林水産大臣 山本 有二

Table with 3 columns: 生産条件不利補正対象農産物の種類, 品質区分, 数量単価